

平成20年12月22日

道州制基本法（仮称）に関する今後の審議にあたって

岡山県知事 石井 正 弘

本日は、公務につき懇談会に出席することができないため、このたび議論されます「道州制基本法（仮称）」に関する今後の審議にあたりまして、私の意見を書面にて提出いたします。

道州制は、「国のかたち」を変える地方分権改革の究極の姿であり、私自身もその導入に向けて、県内での啓発活動による住民意識の醸成に努めているところであり、また全国知事会においても、道州制特別委員会において、理念・目的や個別課題の検討等に積極的に取り組んできているところであります。

近時、政党や経済界をはじめ各界各層で道州制導入に向けての議論が活発に行われるようになってきている中、当懇談会においても、地方分権改革の次なる段階として、地域主権型の道州制導入に向けて積極的に議論を行っていく必要があると考えております。

一方で、先般、地方分権改革推進委員会が第2次勧告を行ったところであり、この勧告の最後には「以上のような地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつけることになる」との記述もなされているところであります。知事会におきましても、「道州制の議論にかかわらず、まず第二期地方分権改革を着実に推進しなければならない」との見解であり、また道州制議論が進行していることを理由に地方分権改革が先送りされてしまうことが懸念されるところであります。懇談会におかれましては、こうした点もお含みいただいた上で、我々地方の意見が適切に反映されますよう、真の分権型社会の実現のための道州制という視点で慎重に審議を進めていただければと存じます。